

広島県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十四年十二月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

| 施設の種類 | 施設の名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-------------------------|----------------------|-------------|
| 老人ホーム | 特別養護老人ホームで じま・くにくさ | 広島市南区出島一丁目一八 番一七号 | 平成二十四年一月三〇日 |
| 老人ホーム | 介護つき有料老人ホー ムでじま・くにくさ | 広島市南区出島一丁目一八 番一七号 | 平成二十四年一月三〇日 |